平成２３年（フ）第６３号
長野県千曲市大字千本柳284番地６
破産者　有限会社竹内建設
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第２２２３号
名古屋市中区栄３丁目23番12号　ハイライク栄ハイツ901号
破産者　有限会社ユーディ
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３１８号
名古屋市東区大松町６番９号
破産者　株式会社ユウキ
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２号
兵庫県加古川市志方町西牧1074番地
破産者　有限会社アベエムバイロテック
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６号
香川県三豊市高瀬町新名1184番地２
破産者　暮しの衣料たお有限会社
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第６４３号
鹿児島県鹿児島市真砂本町49番10号
破産者　株式会社ＥＣＯＦＵＥＬ
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６４４号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目38番３―1105号
破産者　桑木　喜行
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９号
鹿児島県阿久根市波留984番地４
破産者　木下　悦治
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第３７３号
北海道紋別市元紋別163番地１
破産者　有限会社レーシングカート紋別
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９号
北海道旭川市末広四条８丁目１番３号
破産者　有限会社肉匠おお田
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２６５号
東京都八王子市別所２丁目42番地６―303
破産者　石井　康晴
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２９３号
東京都昭島市緑町４丁目27番５―302号、開始決定時の住所東京都福生市大字熊川1633番地武蔵野拝島ハイツ502号室
破産者　清原　秀明
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３４７号
東京都多摩市連光寺３丁目63番地の14グリーンパーク201、開始決定時の住所東京都多摩市関戸５丁目30番地の８日神パレステージ聖蹟桜ヶ丘701
破産者　小俣　　智
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８３１号
静岡市清水区旭町１番６号
破産者　船舶薬品有限会社
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３０号
滋賀県湖南市菩提寺北４丁目６番12号
破産者　株式会社ミュートップ
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７４号
岡山県倉敷市西中新田591番地、主たる営業所の所在地岡山県瀬戸内市長船町服部687―10
破産者　大角　欽哉
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１７号
高知市潮見台１丁目2020番地
破産者　有限会社プロホームエージェント
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４４号
長崎県長崎市三ツ山町663番地１
破産者　株式会社高政建設
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２００号
宮崎県延岡市出口町10番地５
破産者　株式会社ジョリー・ペル
１　決定年月日　平成24年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１６号
岩手県釜石市小佐野町４丁目２番37号
破産者　倉田　幸子
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第８７号
山形県酒田市入船町５番１号シティハウスぐれーぷ103号、前住所山形県酒田市観音寺字町後33番地の39
破産者　早坂　豊彦（旧姓丸藤）
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部